

京都市告示第 40 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和8年3月31日付けで確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和8年4月1日

京都市長 松井 孝治

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型保育事業の種類
渋谷 佳子	たんぼぼの家保育園	山科区栴辻西浦町22-5	小規模保育事業所A型
学校法人 二葉学園	ふたば幼稚園小規模保育 ふたば保育ルーム	左京区一乗寺地藏本町1-2 カーサ大石1階	小規模保育事業所A型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)